

令和2年7月豪雨からの
創造的復興に向けた

要 望 書

令和7年11月

熊本県八代市

未曾有の被害をもたらした令和2年7月豪雨災害においては、様々な支援制度の拡充や柔軟な運用等にご尽力を賜り、地方負担の最小化のためご支援いただき、心より感謝申し上げます。

発災から5年が経過し、甚大な被害を受けた本市においては、一日も早い復旧・復興に向け、河川に堆積した土砂の撤去をはじめ、橋りょうや道路の整備など、国、県をはじめ多くの皆様のご支援・ご協力により、目に見える形で一歩ずつ着実に復旧が進んでいます。このような中、地域住民の皆様は少しずつ元の生活を取り戻しつつある一方、未だみなし仮設住宅などでの仮住まいを余儀なくされている被災者もあり、将来への不安を抱えながら生活しております。

本市においては、地域住民と協働・連携の上、地域ごとに取り組む事業や、まちづくりの方向性をまとめた「八代市坂本町復興まちづくり計画」を策定し、被災した住民が安心して元の地域に戻り、日常の生活を取り戻せるように、住まいの再建はもとより、公的機関や金融機関、商店の再建などの環境整備を進めながら、早期の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところであります。

被災された皆様が安全・安心に暮らせるような創造的復興を成し遂げるためには、国による重点的な支援が必要不可欠でありますので、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月

八代市長 小野泰輔

目 次

■令和2年7月豪雨の概要	1
--------------	---

《要望項目》

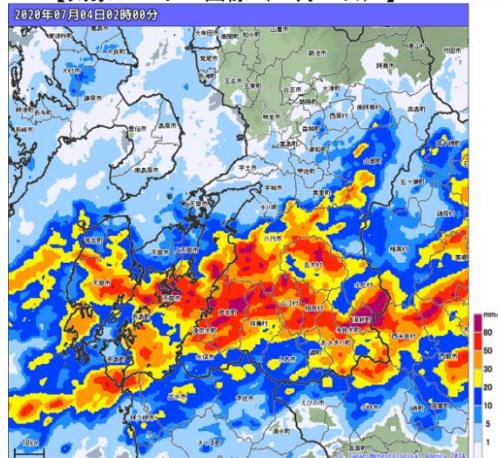
1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進【国土交通省】	6
2 災害に強いまちづくり、被災地域の復旧・復興のためのインフラ整備【国土交通省】	7
3 被災地域の安全・安心なまちづくりと集落再生に向けた支援【総務省、国土交通省】	11
4 被災者に寄りそう住まいの再建【内閣府】	13
5 鉄道復旧後の持続可能な運行に向けた支援【総務省、国土交通省】	14
6 災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化【総務省】	15
7 復旧・復興に向けた財政支援【総務省、国土交通省】	16
8 農林水産業の復旧・復興に向けた支援【農林水産省、林野庁】	17
9 被災地の産業復興に対する支援【経済産業省、国土交通省】	18
10 「坂本診療所（仮称）」運営への財政支援について【厚生労働省】	20

令和2年7月豪雨の概要

■降雨の状況

令和2年7月3日から、梅雨前線が長期間停滞した影響で西日本から東日本にかけての広範囲に大雨が降り続き、熊本県における7月4日朝方にかけての12時間降水量は、県南9地点〔球磨川水系（山江、一勝地、人吉、上、多良木、湯前横谷）、田浦、水俣、牛深〕で観測史上1位を記録。広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、大氾濫を引き起こした。

【気象レーダー画像（7月4日）】



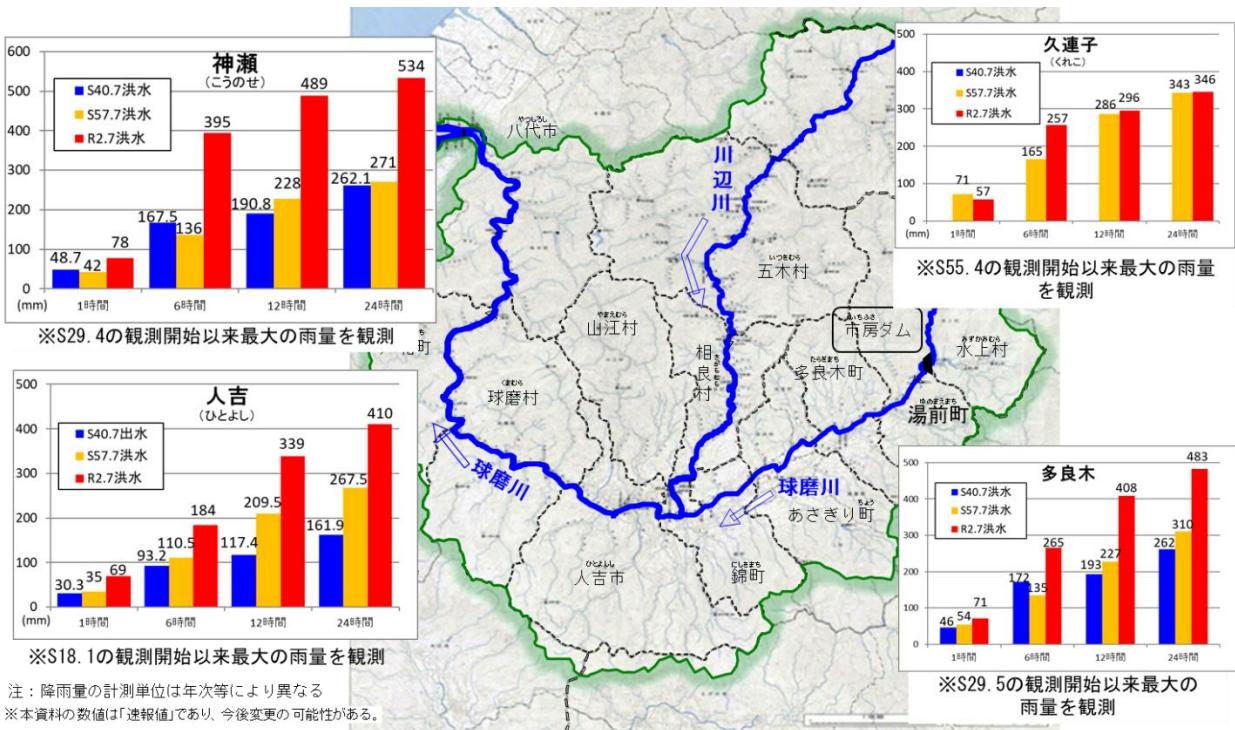
7月3日午前1時から5日午前0時までの時間雨量



（令和2年7月5日熊本地方気象台資料を加工）

（出典：令和3年9月 熊本県「令和2年7月豪雨災害の概要」）

球磨川本川の中流部から上流部及び最大支川の川辺川の各雨量観測所における降雨量は、6時間雨量、12時間雨量及び24時間雨量において、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月洪水を上回る降雨を記録。



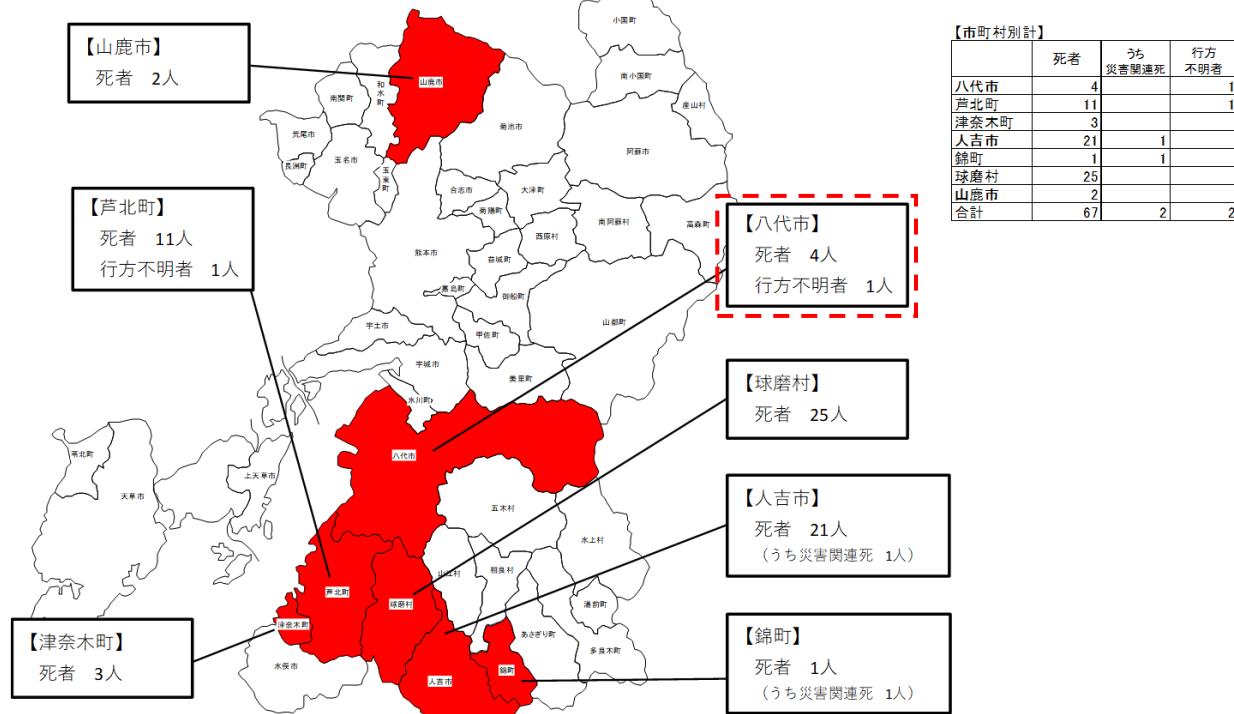
（出典：令和3年9月 熊本県「令和2年7月豪雨災害の概要」）

令和2年7月豪雨の概要

■人的被害の状況

令和2年7月豪雨は、死者や負傷者など多くの人的被害をもたらした。熊本県内の犠牲者は67名にのぼり、うち65名(97%)が県南地城市町村に集中している。この豪雨で大氾濫をもたらした球磨川流域における市町村別の犠牲者数は、球磨村が25名と最も多く、人吉市で21名、芦北町で11名、八代市で4名の尊い命が失われた。

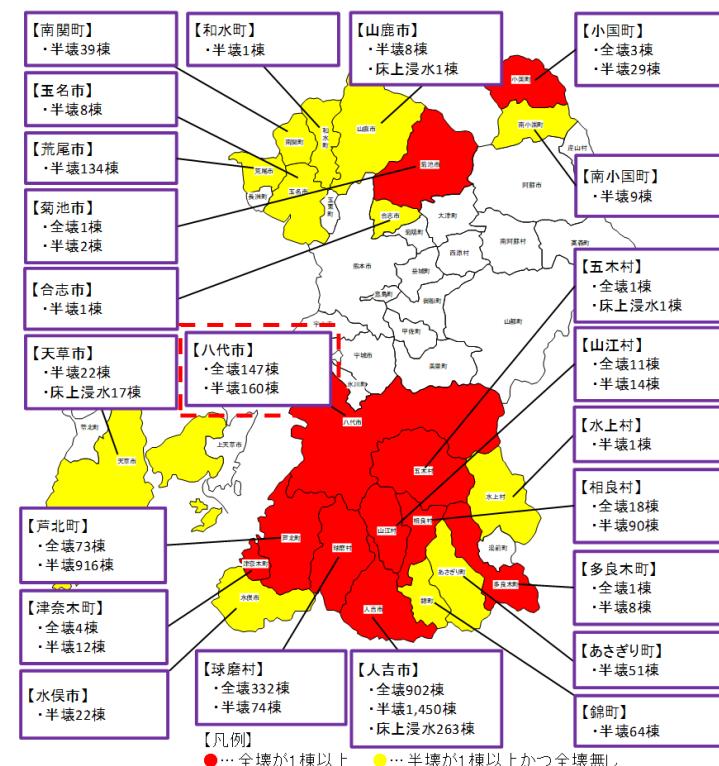
死者67人(うち災害関連死2人)、行方不明者2人(R3.9.30現在)



(出典:令和3年9月 熊本県「令和2年7月豪雨災害の概要」)

■住家被害の状況

全半壊4608棟(R3.9.30現在)



市町村別計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
熊本市	0	0	0	6	1
熊本管内	0	0	0	6	1
宇城市	0	0	0	48	1
城管内	0	0	0	48	1
荒尾市	0	134	0	0	153
玉名市	0	8	0	0	18
南陽町	0	39	0	0	8
長門町	0	0	0	2	0
和水町	0	1	0	15	27
玉名管内	0	182	0	17	206
山鹿市	0	8	1	7	20
鹿本管内	0	8	1	7	20
菊池市	1	2	0	0	3
合志市	0	1	0	0	0
菊池管内	1	3	0	0	3
南小国町	0	9	0	0	29
小国町	3	29	0	40	20
彦山村	0	0	0	1	1
西原村	0	0	0	0	1
南阿蘇村	0	0	0	2	0
阿蘇管内	3	38	0	43	51
甲佐町	0	0	0	5	0
山都町	0	0	0	0	1
上益城管内	0	0	0	5	1
八代市	147	160	0	0	102
八代管内	147	160	0	0	102
水俣市	0	22	0	0	91
芦北町	73	916	0	0	578
津奈木町	4	12	0	0	89
芦北管内	77	950	0	0	758
人吉市	902	1,450	263	151	304
錦町	0	64	0	0	75
多良木町	1	8	0	50	15
湯前町	0	0	0	1	41
水上村	0	1	0	6	4
柏良村	18	90	0	0	76
五木村	1	0	1	5	0
山村村	11	14	0	0	20
球磨村	332	74	0	0	51
あさぎり町	0	51	0	7	91
球磨管内	1,265	1,752	264	220	677
天草市	0	22	17	75	269
天草管内	0	22	17	75	269
計(32市町村)	1,493	3,115	282	421	2,089

(出典:令和3年9月 熊本県「令和2年7月豪雨災害の概要」)

令和2年7月豪雨の概要

■被害額(熊本県全体)

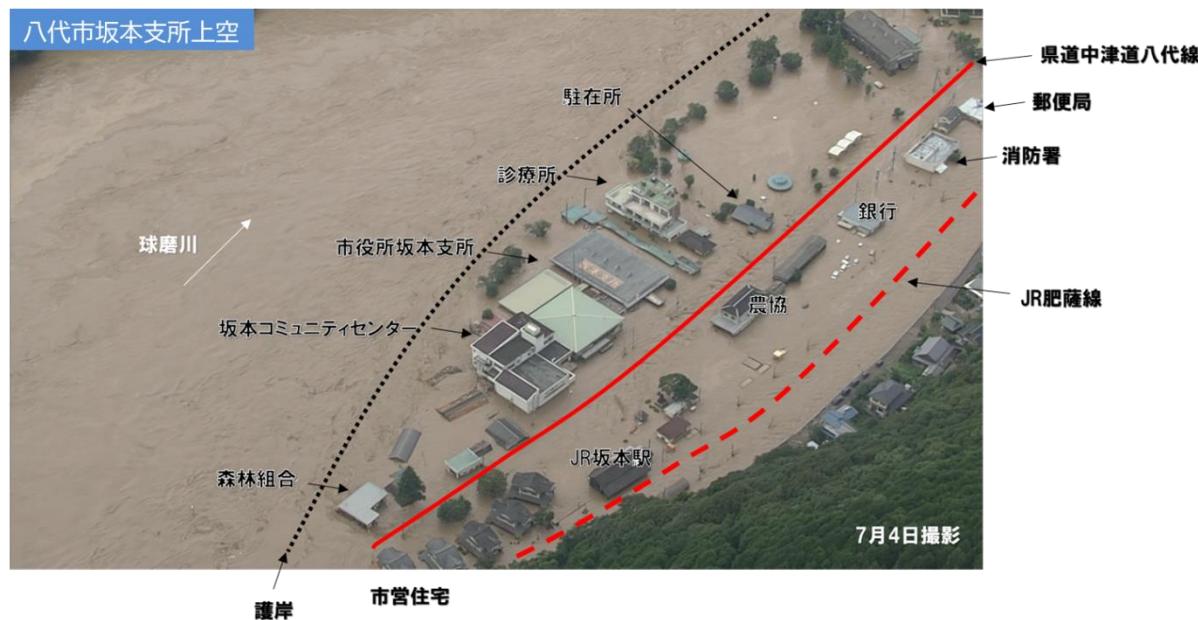
(令和3年3月30日時点)

項目	被害額	備考
建築物(住宅関係)	1,554億2,718万円	住家、家財
水道施設	3億212万円	送排水施設、取水施設、浄水施設
医療・福祉関係施設	68億3,173万円	医療施設、社会福祉施設等
公共土木施設	1,512億9,967万円	道路、橋梁、河川、海岸、港湾、下水道等(国直轄分は含まない)
文教施設(文化財除く)	33億8,649万円	学校、社会教育施設等
その他の公共施設等	21億6,379万円	県有施設、市町村庁舎、公営住宅、自然公園施設等
公共交通関係	56億2,683万円	鉄道(JR九州は調査中)、路線バス等
農林水産関係	1,019億4,478万円	農地・農業用施設、山地崩壊、農林水産物等
商工・観光関係	699億6,900万円	建物・設備等
文化財	18億4,000万円	国指定、県指定、市町村指定及び国登録文化財
廃棄物処理	234億4,802万円	し尿処理施設、災害廃棄物処理費用
計	5,222億3,960万円	

※被害状況・被害額は現時点で判明しているものであり、調査の進捗等により、変動する可能性もあります。

(出典:令和3年9月 熊本県「令和2年7月豪雨災害の概要」)

■八代市の被害状況



令和2年7月豪雨の概要

■被害状況(公共土木施設<道路・橋梁>)



■被害状況(鉄道関係)



■被害状況(農林水産業関係)



■被害状況(商業・観光施設関係)



1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進

【国土交通省】

要望事項

- 1 令和2年7月豪雨からの早急な地域社会の復興に向けて、地域住民が将来に向かって安全・安心に暮らせるよう、球磨川水系河川整備計画や球磨川水系流域治水プロジェクトを着実に実施するとともに、国土強靭化に向け、気候変動を踏まえた更なる対策を推進していただきたい。
- 2 河道内の掘削を引き続き着実に実施していただきたい。

■現状・課題等

- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国・県・流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和2年7月豪雨では、戦後最大の洪水により甚大な被害が発生した。また、坂本町が位置する中流部は山間狭窄部となり、複数の急流支川が流れ込み、豪雨時には水位が上昇しやすいという流域の特徴を持っている。
これらを踏まえ、流域治水プロジェクトにおいて、国、県、市町村等が連携し、河道掘削、堤防整備、輪中堤・宅地かさ上げ、遊水地、新たな流水型ダム、市房ダム再開発等の取組みを集中的に実施することにより、令和2年7月洪水と同規模の洪水に対して、中流部においては家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図り、まちづくりと連携した治水対策を推進することとしている。
- 令和2年7月豪雨で堆積した土砂については、令和4年5月末までに撤去が完了したものの、地域住民はさらなる河道内の掘削を望んでいる。
- 輪中堤が整備される地区において、球磨川本川と支川の合流部については、内水氾濫の発生が懸念されることから、耐水性を確保した排水機場の整備に関する意見が地域住民から強く出ており、袈裟堂川においては、内水被害軽減の対策を実施していただいている。

■要望内容

- ① 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。また、熊本県及び本市において実施する対策メニューへの技術的、財政的支援をお願いしたい。
- ② 「球磨川水系河川整備計画」を着実に実施し、「新たな流水型ダム」の早期着手をお願いしたい。
- ③ 河道内の掘削については、引き続き対応をお願いしたい。また、河道内の掘削にあたっては、魚類等の生息環境や景観、水辺空間の利活用等に配慮した上で最大限実施していただきたい。
- ④ 袈裟堂川における排水機場の整備及び本市で実施している内水対策事業へのご協力・ご支援を引き続きお願いしたい。

2 災害に強いまちづくり、被災地域の復旧・復興のためのインフラ整備

【国土交通省】

要望事項

- 1 被災した地域の早期の復旧・復興に向け、国の権限代行による球磨川に架かる橋梁3橋(深水橋、坂本橋、鎌瀬橋)の架け替え及び球磨川両岸の国道・県道・市道約40kmの道路災害復旧事業を、道路のかさ上げを含む強靭で災害に強い構造で実施するとともに、輪中堤・宅地かさ上げの完成に合わせて推進していただきたい。

なお、実施にあたっては、球磨川水系流域治水プロジェクトに基づく輪中堤・宅地かさ上げなど、住民が安心して暮らせるまちづくりを早急に進める必要があることから、まちづくりと連携した整備をお願いしたい。

また、道路の復旧にあたっては、令和2年7月豪雨で孤立した集落が再度、孤立することを防ぐためにも、地域住民の避難路、生活用道路及び緊急輸送用道路などそれぞれの役割を果たすように、原形復旧にとどまらず、従前の機能・安全性を増加させ、自然、歴史、観光などの魅力向上も念頭に置きながら、災害に強い道路等の強靭化対策を施した復旧の早期実施をお願いしたい。

- 2 国の権限代行で実施していただいている橋梁3橋については、早期の復旧・復興に向け、今後も引き続き事業の推進をお願いしたい。

- 3 災害時の現場対応、TEC-FORCE 派遣、直轄権限代行及び自治体支援など、国(九州地方整備局等)の役割は、地域にとって益々重要であるため、組織・人員体制の充実・強化をお願いしたい。

- 4 今後も、災害復旧・復興工事が多くなる中で、工事を計画的かつ確実に実施するため、適切な工事価格となるよう、人員・機械・資材等の調達環境の変化に応じた特段の支援と、復興係数及び復興歩掛の更なる継続をお願いしたい。

- 5 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も、切れ目なく様々な自然災害へ備えるため、「国土強靭化実施中期計画」に基づいた整備を図るとともに、持続的な経済成長を実現するため、道路整備に必要な予算を例年以上の額で確保していただきたい。

さらに、「5か年加速化対策」後においても、継続的・安定的に国土強靭化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保していただきたい。

また、地域の安全・安心を守り、地域経済を支えるため、人件費や資材価格が高騰する中においても、必要な公共事業が安定的に進められるよう、補正予算により事業を前倒して実施することに加えて、当初予算についても国土強靭化に必要な額の確保、拡充をお願いしたい。

- 6 八代市坂本支所周辺における河川防災ステーションの整備に伴う平常時の利活用策の推進にあたっては、八代市坂本地区かわまちづくり計画に合わせた「川と親しむ交流拠点」の整備に向けて、支援及び協力をお願いしたい。

■現状・課題等

- 令和2年7月豪雨では、球磨川に沿う国道219号等の道路決壊や、球磨川を渡河する橋梁3橋（深水橋、坂本橋、鎌瀬橋）の流失による道路交通遮断など、甚大かつ広範囲な被害が発生した。現在、早期の復旧・復興に向けて、国の権限代行により災害復旧事業を進めていただいている。

また、国道219号等の道路復旧方針として、災害時に強靭で信頼性の高い避難路として機能するよう、対策後水位（計画高水位+余裕高相当）を目標に復旧・かさ上げ整備が行われている。
- 令和2年7月豪雨により流失した鎌瀬橋、坂本橋については、仮設橋の設置により通行が可能となっているが、大雨等により球磨川が増水する際には通行止めとなり、地域住民の生活に影響を及ぼす場合がある。
- 被災地域においては、復旧復興の工事の進展を臨みながら、地域住民と協働・連携のうえ、地域ごとの課題解決に向けた取組や、まちづくりの方向性を取りまとめ、早期の復旧・復興に向けて鋭意取り組んでいる。
- 特に、球磨川水系流域治水プロジェクトで示されている輪中堤・宅地かさ上げについては、居住環境や地域コミュニティに多大な影響を与えることになるので、関係住民への丁寧な説明に努めるとともに本市の復興まちづくりと連携しながら進めていく必要がある。
- 坂本町においては、令和2年7月豪雨災害で孤立集落が25地区発生した。孤立期間は最長で発災から24日間に及び、安否確認や応急復旧にあたっては、孤立集落へのアクセスが出来ず、大きな課題となった。

また、球磨川中流域には、山間狭窄部に集落が形成されており、地形的特性から、球磨川と並行する国道219号の対岸には、幅員が狭い県道や市道しかない状況である。しかしながら、これらの道路は、地域住民の生活道路であり有事には避難路ともなる重要な生活インフラであるが、一部の道路高が低い部分やJR軌道と交差するアンダーパス部分などは昭和期から冠水常襲路線であり、豪雨時等は通行止めを余儀なくされるなど、避難活動にも支障をきたす状況であるため、早急な対策が必要となっている。
- 令和2年7月豪雨では、国土交通省の職員をTEC-FORCE やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）として派遣いただき、災害対応において有意義な意見を賜った。さらに令和3年4月には「八代復興事務所」を開設いただき、被災地域の災害復旧・復興を支えていただいている。
- 災害復旧・復興工事の集中化により、人員・機械・資材等の調達が厳しいことから、地域の実情に応じた適正な工事価格の設定を確保するため、復興係数及び復興歩掛のさらなる継続が必要である。
- 被災した八代市坂本支所及びコミュニティセンター等の再建に合わせて、近隣に国の「河川防災ステーション」整備が進められており、再建が決まったJR肥薩線坂本駅前周辺の一体的なまちづくりを推進し、平常時の利活用を含めた賑わいの再生を目指し取り組みを進める必要がある。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
1 国の権限 代行事業 (災害復旧事業)	原形復旧	<p>① 輪中堤・宅地かさ上げの完了に合わせた早期完了</p> <p>② まちづくりと連携した道路の嵩上げ</p> <p>③ 長期の孤立を防ぐための災害に強い構造の道路として早期復旧</p> <p>④ 車道の拡幅など地域の意見を反映させつつ、市復興計画等を念頭において原形復旧にとどまらない復旧</p>
2 国の権限 代行事業 (被災 3 橋梁)	原形復旧	<p>① 球磨川水系流域治水プロジェクトや自然と歴史、観光などの魅力向上も念頭に置き、地域住民の安全安心を確保するとともに、原形復旧にとどまらず、長寿命化計画を見据えた災害に強い構造での復旧</p> <p>② 橋梁の車道拡幅や歩道設置など地域の意見を反映させつつ、市復興計画等を念頭において原形復旧にとどまらない復旧</p>
3 国(九州地方整備局等) の組織・人員体制	—	組織・人員体制の充実・強化
4 復興係数(間接工事費) の取り扱い	1.1倍補正⇒1.0倍へ変更 ※ただし、次年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、それまで適用を猶予する。(R7年度は現行の係数を適用)	令和8年度以降も 1.1倍補正を継続
5 復興歩掛(日当たり標準作業量) の取り扱い	土工の標準作業量 20%低減⇒10%低減へ変更 (R6年度から適用)	令和8年度以降も 10%低減を継続
6 國土強靭化 実施中期計画	—	<p>① 道路整備に必要な予算の確保</p> <p>② 補正予算の編成等により事業を前倒しで実施</p> <p>③ 5か年加速化対策後における継続的・安定的な國土強靭化予算・財源の確保</p>
7 水防活動及び緊急復旧 活動拠点づくりの推進	—	河川防災ステーションの整備促進

■要望の詳細・補足

- 国の権限代行事業について、輪中堤・宅地かさ上げのスケジュール（流域治水プロジェクトの第一段階）に合わせて、早期復旧完了をお願いしたい。
- 輪中堤・宅地かさ上げ地区における道路の復旧にあたっては、まちづくりと連携した高さ（対策後水位（計画高水位＋余裕高相当））を目標に整備をお願いしたい。
- 国道 219 号は、「命の道」また「緊急輸送道路」であることから、復旧にあたってのかさ上げ高については、計画高水位以上を目標とし、早期完了をお願いしたい。また、対岸の県道中津道八代線については、災害に強く粘り強い構造での復旧をお願いするとともに、地域住民の安全・安心を確保するためにも、有事の際には車両通行が可能となる避難路として利用できるよう配慮をお願いしたい。
- 被災した 3 橋梁の復旧に当たっては、復旧前の機能以上の安全性、利便性を確保し、被災前の形状を重視しながら、自然、歴史、観光との調和を図り、被災地域の代表的な復興のシンボルとなるよう、早期復旧を実現していただきたい。
- 今後起これうる災害に備え、国土交通省による TEC-FORCE やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の迅速な派遣や、八代復興事務所のような組織のいち早い設置を可能とする体制の整備に向けて、九州地方整備局等の人員確保及び強化をお願いしたい。
- 現行制度の復興係数は時限的（令和 7 年度は現行の係数を適用）であるため、令和 8 年度以降も継続していただきたい。また、現行制度の復興歩掛についても令和 8 年度以降も継続していただきたい。
- 八代市坂本支所及び周辺の一体的なまちづくりと連携し、災害復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの整備促進と八代市坂本地区かわまちづくり計画とリンクした河川防災ステーションの平常時の利活用に向けた整備に対して支援と協力を願いしたい。

＜権限代行で復旧中の橋梁＞



出典：国土交通省九州地方整備局八代復興事務所 HP

3 被災地域の安全・安心なまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

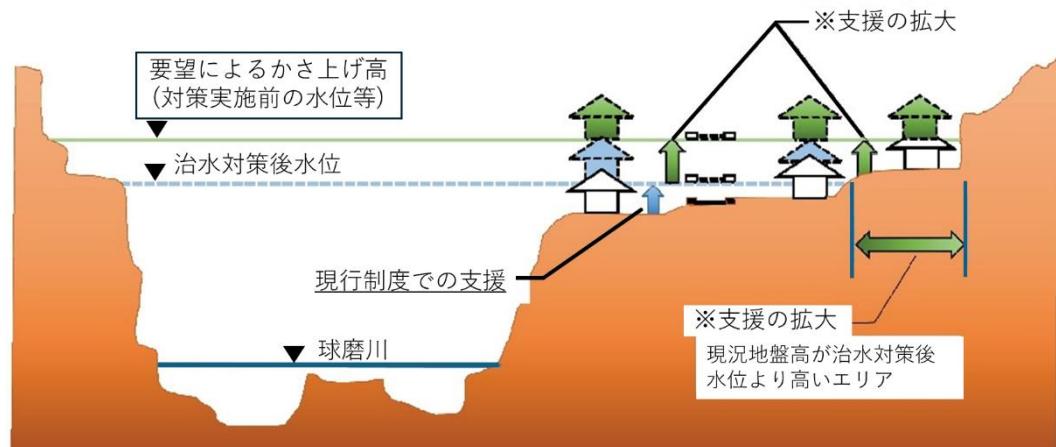
被災地域における安全・安心な復興まちづくりや集落再生に向け、令和2年7月豪雨を踏まえたかさ上げなどの新たな宅地の整備や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備に躊躇なく取り組むことができるよう、特別かつ強力な財政措置、制度の拡充を講じていただきたい。

■現状・課題等

- 本市においては、令和2年7月豪雨からの復興に向け、住民が安全に安心して住み続けられる地域の復興を目指し、令和3年2月に「八代市坂本町復興計画」を、加えて、令和4年3月に「八代市坂本町復興まちづくり計画」を策定。この復興計画は国や県、流域市町村が一体となって治水対策に取り組む「球磨川水系流域治水プロジェクト」と連携しながら災害公営住宅の整備、坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成、避難先の確保や新たな防災拠点の整備などに取り組んでいる。
- しかし、流域治水プロジェクトが目指す、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれており、このままでは超高齢化、人口減少が進む被災地域の衰退が更に加速する恐れがある。
- 流域治水プロジェクトに掲げる治水対策実施後の水位を目標とする輪中堤・宅地かさ上げについては、国・県の河川事業と本市のまちづくり事業（国の宅地嵩上げ安全確保事業を活用）が連携しながら、着実に実施しているところである。
- 流域治水プロジェクトによる国・県と市が連携して行う治水対策に加え、特に坂本支所周辺のまちづくりについては、R2.7被災水位等までかさ上げを行うことでより安全度が高まり、生活環境の再生と地域住民の不安解消が図られる。しかしながら、「対策後水位を超えるかさ上げ」については、特段の支援制度はなく、市単費でかさ上げ事業を実施したところである。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
1 輪中堤・宅地かさ上げ	—	市町村のまちづくり事業と連携し、治水対策後の水位を目標とする球磨川水系流域治水プロジェクトによる着実な実施
2 単独で実施する宅地かさ上げ事業への財政支援等	現行制度なし	市が単独で治水対策後水位を超える高さ (R2.7被災水位等) のかさ上げを実施する場合における特別交付税措置 【総務省】
	—	河道掘削土の活用
3 宅地耐震化推進事業 (宅地嵩上げ安全確保事業)	土地のかさ上げ (※1)	治水対策後の水位まで (地方の実質負担 2.5%)
	残存物件に係る支援	建物・工作物のみが対象
		支援対象の拡充 (動産移転料、立竹木補償、仮住居補償金等)



■要望の詳細

- 被災された地域住民の方々が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け、球磨川水系流域治水プロジェクトによる輪中堤・宅地かさ上げについては、早急かつ着実に実施していただくようお願いしたい。

市町村名	対象地区	箇所数
八代市 (坂本町)	3 地区	25 箇所

- 球磨川水系流域治水プロジェクトにおける市町村のまちづくりと連携したかさ上げの実施にあたっては、本市のまちづくり事業（国の宅地嵩上げ安全確保事業を活用）として実施する「R2.7被災水位までのかさ上げ」に対する財政支援の拡充をお願いしたい。

4 被災者に寄りそう住まいの再建

【内閣府】

要望事項

応急仮設住宅の供与期間の更なる1年間の延長と、それに伴い必要となる財源の確保をお願いしたい。

■現状・課題等

- 令和2年7月豪雨により本市では、令和7年9月末時点で10世帯、14人が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。
- 令和2年7月豪雨からの復興に向け、住民が安全に安心して住み続けられる地域の復興を目指し、令和3年2月に復興計画を策定している。この復興計画をはじめ、国や県、流域市町村と一体となって治水対策に取り組む「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携しながら、災害公営住宅の整備や、被災した住宅・住まいの再建支援、地域コミュニティの核となる施設の再建・整備への支援に取り組んでいる。
- 住民の生活の場を確保するため、災害公営住宅の建設を令和4年度から開始し、令和7年12月にはすべての完成を予定している。ただ、「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」により実施される治水事業の完了には概ね10年を越える期間が必要とされ、生活の再建には長期の期間が必要となっている。
- そのため、国においては、公共工事の影響により自宅再建ができない等、やむを得ない理由により供与期間内に退去できない被災者については、災害救助法による救助の特別基準により4回目の延長（5年を超えて6年目）を認めていただいているところである。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
応急仮設住宅の供与期間の延長	災害救助法に基づく特別基準の同意により、供与期間の最長1年の延長が可能	<ul style="list-style-type: none">・やむを得ず再建が遅れる被災者については、供与期間を更に1年間延長（6年を超えて7年目）・供与期間延長に伴う費用（賃貸料、リース料、維持管理費等）の確保

■要望の詳細

応急仮設住宅に入居している被災者においては、治水対策事業等の嵩上げや輪中堤など公共工事の影響により、自宅再建ができないため、転居ができない等、やむを得ない理由により、引き続き、入居せざるを得ない状況にある。これらの被災者においては、供与期間満了後の令和8年7月以降も、供与期間を更に1年間延長していただくこと、それに伴う必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

5 鉄道復旧後の持続可能な運行に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

復旧後の持続可能な運行を確保するために、新たに社会资本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられた地域公共交通再構築事業の対象経費の拡充や過疎対策事業債の特別な配慮等、国による財政支援措置の充実・強化をお願いしたい。

■現状・課題等

【JR 肥薩線】

○被害の状況

- ・概算復旧費 約 235 億円 (R4. 3. 23 JR 九州公表)、被災件数 450 件
- ・鎌瀬駅～瀬戸石駅間 球磨川第1橋梁 (L=205m) 流失
- ・那良口駅～渡駅間 第二球磨川橋梁 (L=179m) 流失
- ・鎌瀬駅～渡駅間で数多くの土砂流入・道床流出等が発生

○現状

- ・不通となった県道等の代替として、肥薩線の軌道敷を仮設道路として利用
- ・JR 肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関し、令和 7 年 4 月 1 日に熊本県と JR 九州が最終合意
※上下分離方式の採用により、鉄道施設等は第三種鉄道事業者等が保有
- ・2033 年度の運行再開を目標に、2025 年度から熊本県、沿線市町村、JR 九州等が参画し、復興アクションプランを推進



▲土石流等の被害(JR 肥薩線 行徳川橋梁)

出典: 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP



▲軌道敷の仮設道路としての利用状況(JR 肥薩線 鎌瀬地区)

朱書き点線は軌道敷跡を図示

■要望内容

項目	現行制度	要望内容
JR 肥薩線復旧後の運行経費に係る財政支援措置	(上下分離方式をとる場合) 施設整備に係る交付税措置 30%、維持管理に係る地財措置なし	国庫補助や過疎債等による財政支援拡充

■要望の詳細

復旧後の持続可能な運行を確保していくため、社会资本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられている地域公共交通再構築事業の対象経費の拡充や過疎対策事業債の過疎地域持続的発展特別事業（ソフト分）に係る特別な配慮など、復旧後の維持管理費を含めた運行経費に対する国の強力な財政支援をお願いしたい。

6 災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化

【総務省】

要望事項

山間部の被災地では、橋梁の流出など陸路の寸断や停電の発生とともに、携帯電話網を含めた通信網が途絶し、被災地の状況が把握できなかった。また、安否に関する問い合わせが殺到したが、安否情報を適時適切に提供することができなかった。

このようなことが二度と発生しないよう、携帯電話基地局の予備電源の長時間化を義務化するなど耐災害性の強化やその有線部分の冗長化など、災害時に重要な機能を発揮する通信基盤の強化に向けて様々な措置を講じていただきたい。

■現状・課題等

- 令和2年7月豪雨では、八代市内の固定電話の局舎が水没とともに、携帯電話基地局が停電後24時間で使用できなくなる等、固定電話及び携帯電話の通信網が途絶した。
- また、主要道路の崩落や路上への土砂・瓦礫の堆積等により、坂本町中心部では集落の孤立状態が5日間発生し、通信網も途絶していたため、住民の救出・救助及び被災状況の把握に困難をきたした。
- 災害時の人命救助における時間的な制限として72時間(3日間)を過ぎると生存率が著しく低下してしまうことから、孤立地域との通信の確保は重要と認識。
- 災害時における安否確認を確実に行うためには、固定電話の局舎及び携帯電話基地局の停電対応時間の長時間化が課題。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
携帯電話基地局の予備電源の長時間化(72時間化)	各通信事業者の努力義務	各通信事業者への義務づけ

7 復旧・復興に向けた財政支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた取組を着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中長期的な財源確保のための特別な財政支援をお願いしたい。
- 2 特に、八代市坂本町復興計画及び八代市坂本町復興まちづくり計画に掲げる事業への国庫補助制度の補助率の嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対処するため、単独で実施する事業への特別交付税措置や地方債の要件緩和等の特別な財政支援をお願いしたい。
- 3 輪中堤が整備される地区における内水被害軽減の対策の実施にあたっては、多額の財政需要が見込まれることから、地方負担軽減のための国庫補助制度の創設など特別な地方財政措置をお願いしたい。

■現状・課題等

令和2年7月豪雨災害後、普通交付税の繰上交付や補助率の嵩上げのほか、特別交付税による措置、歳入欠かん債の発行、災害復旧事業債の要件緩和（被災した公用車の復旧への活用）等の財政支援を講じていただいたことにより、地方負担額の軽減も随所で実現している状況。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
1 ①災害復旧事業等予算、災害復旧事業の財源となる地方債所要額 ②当該地方債に係る財政支援	①予算の確保及び地方債所要額の確保 ②特別交付税措置の拡充	支援の継続
2 被災自治体が単独で実施する事業への財政支援	—	特別交付税措置の拡充
3 輪中堤が整備される地区における内水被害軽減の対策に係る財政支援	—	国庫補助制度の創設【国交省】

■要望の詳細

輪中堤が整備される地区の内水被害軽減の対策については、対象となる地区が多く、活用可能な補助事業もないため、事業の実施にあたっては多額の財政需要が見込まれる。事業の円滑な推進に支障になることも懸念されることから、地方財政軽減のための特別な地方財政措置をお願いしたい。

8 農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【農林水産省、林野庁】

要望事項

令和2年7月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けて、措置いただいた予算を活用し、農林水産基盤の復旧・復興に向け全力で取り組んでいるが、林道施設災害復旧事業の中長期化が見込まれることから、事業期間の延長及び事業完了までの十分な予算の確保をお願いしたい。

■現状・課題等

○林道施設の被害状況

市町村名	路線数	箇所数	復旧延長 (m)	被害額 (千円)
八代市	46	630	14,631	3,273,500

○林道施設の復旧状況 (R7.8月末現在)

単位：件、円

市町村	復旧予定		契約済み			完了			未完了		
	査定件数	最新事業費(補助対象額)	査定件数	最新事業費(補助対象額)	契約率(件数)	査定件数	最新事業費(補助対象額)	完了率(件数)	査定件数	最新事業費(補助対象額)	未完了率(件数)
八代市	121	2,490,000,000	97	1,615,933,300	80%	83	1,312,356,400	69%	38	1,177,643,600	31%

- 接続する市道等の復旧が完了し、林道の復旧工事に着手できる箇所も増えてきたが、一部路線では県営の緊急砂防工事の完了後に着手することになるため、復旧工事が長期化する見込み。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
農林水産基盤の復旧・復興に必要な予算確保	—	<ul style="list-style-type: none">農林水産基盤の復旧・復興にかかる事業完了までの所要額の確保復旧・復興の中長期化が想定される中、状況に応じた柔軟な事業実施への配慮

■要望の詳細

○林道施設の早期復旧に向けた財政支援

令和2年7月豪雨により、林道施設においては、多くの路線で多数の被害が発生し、現在、国庫補助による災害復旧事業に取り組んでおり、被災した121箇所のうち24箇所が今後発注予定となっている。接続する市道等の復旧が完了し、林道の復旧工事に着手できる箇所も増えてきたが、一部路線では県営の緊急砂防工事の完了後に着手することになることから事業期間の中長期化が見込まれるため、事業期間の延長及び事業完了までの財政措置をお願いしたい。

9 被災地の産業復興に対する支援

【経済産業省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災企業等に対する復興支援として、被災事業者すべての再建が完了するまでの支援の継続及び必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 観光業等に対する復興支援として、被災地域の観光施設等の復旧は道半ばであることから、被災地域の観光関連産業の復興に向けて引き続き特別な支援を講じていただきたい。

■現状・課題等

被災企業等に対する復興支援

- 令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた事業者は、「なりわい再建支援事業」や、「被災小規模事業者再建事業」を活用して事業を再建し、被災地域経済の復旧・復興の後押しになったが、被災地域の復旧は道半ばであり、資金繰りが困難な事業者も存在することから、「なりわい再建資金利子補給事業」により、復旧事業に係る事業者の資金繰りを継続的に支援する必要がある。
- また、再度の水害による不安や事業継続に対する先行き不透明感などによる現地での復旧について迷いを抱えている事業者も多く、さらに建物の本格的な復旧が、球磨川における輪中堤・宅地嵩上げ等公共工事の実施後となるなど、事業者本人の事情によらない理由で未だ復旧に取りかかることができず、補助金申請ができない事業者も存在している。

観光業等に対する復興支援

- 令和2年7月豪雨により観光業を含めた球磨川流域沿いの地域全体が被災とともに、これまでの新型コロナウィルス感染症の影響による観光需要の落ち込みや、近年の電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響による事業者の負担が増大するなど、被災地域の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いている。
- また、豪雨により道路の損壊や鉄道の橋梁が多数流失し、現在これらの復旧を国等のご協力により進めていただいているものの、完全な復旧には至っておらず、一般車両の通行に制限があるため、観光客が被災地域に足を運ぶまでのアクセスに支障が生じ、長期化している。

■現行制度及び要望内容

項目	要望内容
被災企業等に対する復興支援	「なりわい再建支援事業」、「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の申請にも対応できる支援の継続及び必要な予算の確保
観光業等に対する復興支援	被災地域の復旧状況に応じた被災地向け特別枠での支援事業（被災地を対象とした旅行助成や体験型旅行商品の造成支援など）の実施

■要望の詳細

○ 被災企業等に対する復興支援について、令和2年7月豪雨により被災した多くの事業者にとって、「なりわい再建支援事業」等による支援は、被災した事業者はもとより、被災地域経済の復旧・復興にとって、極めて有効な国庫補助制度である。

しかし、これらの補助制度の申請を予定している被災事業者の中には、公共工事の影響によって復旧工事に取りかかることができない事業者が存在するなど、事業者の責によらずやむを得ない事情があることから、輪中堤・宅地嵩上げ等の公共工事が終了するまで、必要な財政支援措置を講じていただきたい。

○ 観光業等に対する復興支援について、これまで国による全国旅行支援に加え、熊本県による被災地を対象とした旅行助成等を実施いただいており、本市においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した宿泊補助キャンペーンや周遊クーポン事業など、被災地域の観光業需要喚起を行ってきたところであるが、被災地域の観光施設や、道路インフラ等の復旧が道半ばであることから、観光関連産業の持続的な取り組みができるよう、被災地域の復旧状況に応じた息の長い支援をお願いしたい。

10 「坂本診療所(仮称)」運営への財政支援について

要望先府省庁【厚生労働省】

要望事項

令和2年7月豪雨で被災した坂本町に設置する診療所の運営等に関する経費に対し、財政的支援をお願いしたい。

■現状・課題等

- 本市の坂本町については、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受け、当時開設していた2つの医療機関も被災し坂本地域外に移転したため、その一部地域が医療機関のない無医地区となっている。
- 被災した坂本町において、日常的に安心して医療を受けられる体制の確立が不可欠であるため、現在は、国の交付金を活用し、医療MaaSによる巡回診療を実施している。
- 新たに建設する坂本支所内に「坂本診療所(仮称)」を設置し、令和8年3月に診療開始を予定している。
- 当該診療所は「へき地診療所」に該当せず、「へき地診療所」として運営費や施設、設備に対する国及び県からの補助を受けることができない。
- 令和7年度においては、県より、国の「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」を活用した被災地域の診療所への設備整備、地域への定着支援に係る経費の補助により財政支援を受ける予定としている。

■現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
診療所の運営費等に関する補助	—	・診療所の運営に関する経費 ・診療所への医師派遣に伴う経費

■要望内容

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた坂本町では地域の医療機能も深刻な影響を受け、地域住民の生活と健康を支える基盤が著しく損なわれた。こうした状況を踏まえ、坂本町における医療提供体制の再構築の一環として、令和2年7月豪雨からの創造的復興の中心的な役割を担い、地域住民の心の拠り所となる診療所を令和8年3月に開設予定としている。

しかしながら、被災地として財政的負担は大きく、地方自治体単独での運営には限界があるのが現状である。そのため、甚大な被害を受けた坂本町において、地域住民の暮らしを守るためにも、坂本町における診療所運営等に関し、国による継続的な財政支援をお願いしたい。